

境港市定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

この案内は、所得税及び個人住民税所得割が非課税であって、事業専従者または合計所得が48万円を超え、扶養親族等に該当しないため、令和6年度の定額減税の支給対象外であった方、かつ低所得世帯向け給付金の支給対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対し、本年度の給付金の支給対象となるため、送付しています。

■給付金の支給手続きについて

・給付金を受給するためには、同封の申請書の内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、必要書類を添えて郵送又は窓口に提出してください。

・提出期限 令和7年10月31日(金) 必着

・提出があったものから順次審査を行い、不備がなければ受付から約2週間後に希望の口座へ給付金を振込みます。

定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書の確認及び記入について

定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書(表面)

内容を確認のうえ、チェックをしてください。

受給対象者本人に関する事項を全項目漏れなく記入してください。
※代理人による代筆可

代理人が手続きをする場合は、代理人に関する事項を全項目漏れなく記入してください。

次の内該当するものを選び○でかこんでください。

申請・請求：代理人が申請及び請求する場合

受給：代理人が給付金を受け取る場合

申請・請求及び受給：代理人が申請及び請求し、給付金を受け取る場合

境港市長 様

下記の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。
※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付金、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。境港市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には補足給付金(不足額給付)は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び補足給付金(調整給付)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び補足給付金(調整給付)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

② 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査するため、境港市に必要な住民基本台帳情報、税情報等の公開等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公開等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
代理人氏名		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

※完全代理人と認め、申請・請求(不足額給付)の

申請・請求及び受給

※委託人とする、委託代理の趣意は、委託方法の欄には不要です。

本人氏名

署名

裏面も必ずご確認ください

裏面も必ずご確認ください

「本人氏名」欄は、受給対象者本人が自筆及び押印してください。

定額減税補足給付金（不足額給付）申請書（裏面）

給付金の振込を希望される口座について、①～③のいずれかをチェックしてください。
 代理人が受給する場合は、③以外は選択できません。
 ①～③の振込口座は、受給される方（対象者本人あるいは代理人）の本人名義の口座に限ります。

③をチェックした場合のみ記入してください。
 ①又は②をチェックした場合は、記入不要です。

提出書類がすべてそろっていることを確認し、チェックしてください。

申請書の記載内容に相違がないか確認のうえ、必ず署名をお願いします。
 代理人が手続きをする場合は、代理人が署名してください。

2. 振込口座

以下のいずれか一つのチェック欄（□）にシを入れてください。

- ☐ ① マイナポータル等で登録済みの受給者本人名義の公金受取口座 への振込を希望します。
 （通帳等の写しは不要）
 ※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ☐ ② 下記の現に使用している受給者本人名義の口座 への振込を希望します。（通帳等の写しは不要）
☐ 住民税等の引落口座 ☐ 下水道使用料等の引落口座 ☐ 児童手当等の受給口座
 （希望する場合はいずれか1つをチェック）
 ※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、担当部局等に照会することを承諾します。
- ☐ ③ 下記の口座 への振込を希望します。
 （通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合 4. 協同組合 5. 農協 6. 漁協 7. 信用組合 8. 信用組合	※ 支店名を記入してください。	1. 普通 2. 当座	※ 口座番号を記入してください。	※ 「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※ 通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の発着番号またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入下さい。	※ 通帳記号がある場合は、※欄にご記入下さい。	※ 通帳番号を記入して下さい。	※ 通帳の表記に合わせてください。
1			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、境港市税務課定額減税補足給付金担当（0859-47-1125）までお問い合わせください。

提出書類

- ☐ 『定額減税補足給付金（不足額給付）申請書』（本書類）
 ※ 必要事項をご記入ください。
☐ 誓約・同意事項（表面中段） ☐ 申請者（または代理人）の氏名など（表面下部）
☐ 振込口座（裏面上部） ☐ 署名（裏面下部）
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し（コピー）』
 ※ 受給要件の確認に必要な令和6年分所得税額等がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。
- ☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し（コピー）等』
 ※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみをご用意ください。
- ☐ 『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』
 ※ 申請者の運転免許証、資格確認書、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ）
 ※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- 次の3つの書類は、令和6年1月2日以降に境港市に転入された方のみをご用意ください。
- ☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し（コピー）』
 ※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。
- ☐ 『住民票の写し』
- ☐ 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し（コピー）』

※ 『誓約・同意事項』のチェック漏れや提出書類の不備はありませんか。
 （チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

2

- ・「本人確認書類等貼付用紙」に本人確認書類の写し（コピー）を添付してください。
- ・代理人が手続きを行う場合は、対象者本人と代理人双方の本人確認書類の写し（コピー）とともに対象者本人と代理人の関係がわかる書類（以下のア～ウのいずれか）を添付してください。
 - ア. 同一世帯の人：添付は不要です。（境港市内に在住の方）
 - イ. 法定代理人：登記事項証明書、裁判所が決定した旨がわかる書類等
 - ウ. その他：本人との関係がわかる戸籍謄抄本等
- ・振込口座を記入された方は、振込口座のわかる通帳等の写し（コピー）を「本人確認書類等貼付用紙」に添付してください。（上記③を選択した場合のみ）

〈問い合わせ・提出先〉

定額減税補足給付金担当（本庁1階 税務課）
 受付時間：平日 午前8：30～午後5：15
 電話：0859-47-1125
 ※10月31日（金）まで

境港市税務課市民税係
 電話：0859-47-1017